民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一般信書便役務の四日以内の送達日数に算入しない日） **第二条**　法第二条第四項第二号の総務省令で定める日は、次の各号に掲げる日とする。 ［一　略］ 二　法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。） （一般信書便物を四日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数） **第三条**　法第二条第四項第二号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。 一　一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。）十五日 二　前号以外の離島　六日（祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。） （信書便物の配達の方法の基準） **第十条**　法第九条第二号ロの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　次に掲げる日を除き、一日に一回以上一般信書便物の配達を行うことができること。 ［イ・ロ　略］ ハ　一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（イ及びロに掲げる日を除く。） 二　特に交通困難であるため周年又は一定期間内宛て所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をその宛て所に配達することができること。 （軽微な変更の届出） **第十三条**　法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日の変更 ［四・五　略］ ［2　略］	（一般信書便役務の三日以内の送達日数に算入しない日） **第二条**　［同上］ ［一　同上］ 二　法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。） （一般信書便物を三日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数） **第三条**　［同上］ 一　一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。）二週間 二　前号以外の離島　五日（祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。） （信書便物の配達の方法の基準） **第十条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（イ及びロに掲げる日を除く。） 二　特に交通困難であるため周年又は一定期間内あて所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域にあてて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をそのあて所に配達することができること。 （軽微な変更の届出） **第十三条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日の変更 ［四・五　同上］ ［2　同上］